

# いわみざわ公園野外音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則の概要

## 第1 改正の趣旨

いわみざわ公園野外音楽堂条例の一部改正（令和7年条例第23号）に伴い、備付物件使用料の改定など所要の規定の整備を行う。

## 第2 改正の内容

受益者負担の適正化の観点から備付物件の使用料を改定するとともに、物件の廃止に伴う別表の項の削除及び文言の整理を行う。

## 第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市規則第 5 号

いわみざわ公園野外音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

岩見沢市長 松 野 哲

いわみざわ公園野外音楽堂条例施行規則  
の一部を改正する規則

いわみざわ公園野外音楽堂条例施行規則（平成 1 3 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

備付物件使用料

区分	品目	単位	使用料
音響設備	音響基本設備（スピーカー、アンプ等）	1 式／日	3 2, 1 6 0 円
	ミキサー設備	1 式／日	1 4, 1 6 0 円
	携帯電話 I/F	1 台／日	4 4 0 円
	移動ステージスピーカー	1 式／日	6, 8 0 0 円
	FB スピーカー	1 式／日	8 4 0 円
	マイク	1 本／日	5 0 0 円
	マイクスタンド	1 本／日	1 8 0 円
照明設備	照明基本設備	1 式／日	8 4, 8 4 0 円
	ピンスポットライト（3 kw）	1 台／日	2 3, 8 4 0 円
	パーライト 1 kw ハロゲン	1 台／日	3 2 0 円
	信号亘ケーブル PC—2 2 6 T 3 0 m	1 本／日	2 0 0 円
	信号亘ケーブル PC—2 2 6 T 6 0 m	1 本／日	2 8 0 円
	信号亘ケーブル PC—2 2 6 T 5 m	1 本／日	6 0 円
	ステージスポットライト用スタンド	1 台／日	1 2 0 円
	ステージスポットライト用ロースタンド	1 台／日	1 0 0 円
	ステージスポットライト用丸台	1 台／日	4 0 円
	ステージスポットライト用 2 連アーム	1 台／日	4 0 円
	ステージスポットライト用ハンガー	1 個／日	2 0 円

舞台設備	雛壇 2 × 6 × 0.4	1 台 / 日	1 8 0 円
	雛壇 3 × 6 × 0.4	1 台 / 日	2 2 0 円
	雛壇 4 × 6 × 0.4	1 台 / 日	3 0 0 円
	雛壇 6 × 6 × 0.4	1 台 / 日	4 2 0 円
	指揮者台	1 台 / 日	1, 1 2 0 円
	譜面立て	1 台 / 日	4 0 円
その他	パイプ椅子	1 脚 / 日	4 0 円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後のいわみざわ公園野外音楽堂条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。